

第三十四回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会議録 第七号

昭和三十五年三月八日(火曜日) 午前十一時四分開議

出席委員

- 委員長 村瀬 宣親君
理事 西村 英一君 理事 保科善四郎君
理事 岡 良一君 理事 北條 秀一君
秋田 大助君 天野 公義君
小平 久雄君 橋本 正之君
石野 久男君 大原 亨君
岡本 隆一君 松前 重義君
内海 清君

出席國務大臣

國務大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

科学技術政務次官 横山 フク君
総理府事務官 原田 久君
(科学技術庁長官官房長)

総理府事務官

(科学技術庁長官) 佐々木義武君
(科学技術庁長官) 法貴 四郎君
(科学技術庁長官) 奥村又十郎君
(科学技術庁長官) 小林 行雄君
(科学技術庁長官) 尾村 偉久君
(公衆衛生局長) 厚生 技官

委員外の出席者

総理府技官 鈴木 嘉一君
(科学技術庁長官) トロブ課長
(科学技術庁長官) 巨理 信一君
(科学技術庁長官) 全課長
(科学技術庁長官) 武安 義光君
(科学技術庁長官) 発機関監理官

大蔵事務官 大村 筆雄君 (主計官)
本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)
科学技術振興対策に関する件

○村瀬委員長 これより会議を開きます。
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対する御質疑はございませんか。——他に御質疑もないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○村瀬委員長 これより討論に入る順序であります。別段討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案は原案の通り可決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○村瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○村瀬委員長 本案につきまして、岡良一君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者よりその趣旨説明を求めます。岡良一君。
岡委員 まず、決議案の案文を朗読いたします。
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、日本原子力研究所の運営に關し、研究者の処遇、利用者の利便等について、特殊法人たるの実を發揮しうるよう指導するとともに、万一の場合を考慮してその施設の周辺における放射能障害の防止及び災害の補償等につき、速かに適切な措置を講ずべきである。
右決議する。

昭和三十五年三月八日
以上でございます。
簡単にその趣旨を説明申し上げます。
日本原子力研究所は、昭和三十一年に、予算約七億五千万円程度をもって発足いたしました。私どもは、発足の当初から、この研究所が日本における原子力研究、開発の中核体であること強く要望し、期待をいたしておりました。私どもの期待に沿うて、すでに今日では研究所の予算も四十四億をこえ、その固定資産は、おそば百五十億にもなるとなっております。ごさいましよう。私どもは、この原子力研究所が、さらに国際原子力機関等の援助を得、協力を求めて、アジアにおける原子力研究、開発の中核体たら

しめることを強く念願をいたしておるのでございます。
ただ、しかしながら、今日までの日本原子力研究所の運営については、私どもとしては、多々遺憾な点がございます。事実を申し上げます。昨年まで過去三カ年間引き続きまして、原子力研究所の研究者の組合は、毎年スト態勢を大会において決定しておるという状態でございます。日本原子力基本法には、研究の自主性、研究の民主化ということが強くうたわれておりますが、あの研究者の諸君の意向を聞きませんが、その研究内部における研究の民主化という点において大いに欠けるものがあるという点、いま一つは、われわれがこの研究所を特殊法人として発足せしめたゆえんは、研究に關する予算並びに研究者の処遇についても、他の研究公務員に比較してこれを優遇しようという意図があったのでございます。ところが、これらの発足当時のわれわれの意図にもかかわらず、研究の自主性、特にまた研究者の処遇等については、大蔵省その他の御意向もありまして、どちらかというところ、研究公務員の方向に年々レベル・ダウンされておるといふことが、研究者の諸君の大きな不平、不満のもとでありました。私どもは、このようないことがあつては、日本原子力研究所の名譽をそこなうだけではなく、國民の研究所にならざるべきでございませぬ。その意味合いにおきまして、われ

われは、まず研究者の処遇について、ぜひとも発足当時に於ける研究者の意欲をかき立てるに十分な処遇を確保することを要求いたしますと同時に、先般もこの委員会において、産業界あるいは學術會議の諸君を参考人として、それぞれ意見を求めたのでございませぬ。それによつてCPHも運転に近づき、さらにまた、圍産原子炉も運転され、動力試験炉も運転されるということになりまして、これに対する利用者の利便についても、また格別な計らいを必要と存するのでございます。あるいはその利用料の軽減なり、あるいはまた、利用者の受け入れ態勢等については、いまだ東海村においては十分な施設がないように聞いております。この点については、十分の利便を取り計らっていただきたいと存じます。
また、御存じのように、東海村の周辺は、ここ四年の間に道路が整備されると同時に、その沿道にはどんだん家が建ち並ぶというよりな形でございます。万一、この原子力研究所の周辺において事故でもありました場合には、その周辺に及ぼすところの災害というものは、心ある者は、あそこを訪れます場合に憂慮せざるを得ないのでございます。そういう事情もございませぬので、施設の周辺における放射能障害の防止については、さらに格段の措置を講じていただくと同時に、また、そのような場合における第三者に対する災害の補償についても、政府

といたしましては、今、問題となつておられますところの原子力災害の補償法等の成立について、大蔵当局においても、この際格段の誠意を示していただきたい。これがこの附帯決議案の趣旨でございます。

以上でございます。
○村瀬委員長 以上をもつて趣旨説明は終わりました。

この際、御発言があればこれを許します。——西村英一君。

○西村(英)委員 たいま岡委員から提案になりました附帯決議案に對しまして、私は、自民党を代表いたしまして賛成をいたすものでございます。

今回の改正法律案は、理事の定員を一名増すというだけの法律案でございますが、私は、日本原子力研究所が、たゞいまも御説明がありましたように、非常に大きい金を使つており、また、その着手する業務も非常に多面的になつておるといふことから申しますと、むしろ、理事一名の増員では少ない、もう少し増したいという気持ちも私にはあるくらいでございます。しかし、いろいろな都合で、今回は理事一名の増員にとどめたのでございませぬ。この附帯決議案に盛り込まれたことは、それ自身と直接の関係はございませぬが、何と申しまして、原子力研究所は、日本の原子力平和利用の指導的立場にあるところでございます。また、科学技術の振興上から言ひましても、その中心的存在であるのでございませぬ。従ひまして、この研究所の運営はもろろんのこと、そこに勤められる研究者の問題にいたしまして、また、これだけ莫大な金をかけた施設の利用の面につきましても、

一つ特段な注意を政府として払つていただきたいというのでございます。従ひまして、この決議案に私は賛成をいたすものでございませぬ。

さらに、後段の周辺土地の整備の問題、これも政府はいろいろ考へておるようでございますが、やはり原子力というものは特殊な事業でございますから、特別な考慮を払つて、施設された土地に對しまして十分の注意を払つてもらいたい。

さらには、特殊な事業でございますが、一般の大家に對しまする方が一の災害につきましても、これは国家として考へてもらわなければならぬ、これなくしては、原子力の平和利用の健全な発達はできない、かように考へておりますために、本決議案に賛成をいたすものでございませぬ。

○北條委員 私、たいま岡委員に心から賛成をするものであります。

民主社会党は、原子力産業の開發は今世紀の非常に重要な問題であり、われわれも、またそれに全力を傾倒すべきであるという態度を持ち、さらにまた、原子力産業の開發は國家の力で——簡単に言ひますと、國營でもつてやるべきであるといふふうな基本的態度を持つておるわけでありませぬ。しかるに、今日まで、原子力研究所が設置されてからすでに四年の年月を経過しておりますが、この間におきます政府の本研究所に關します諸般の措置を見ておきますと、きわめて不十分だと考へるのであります。ことに、最も問題になりますのは、一つは、これは日本人の悪い癖かもしれませぬ

が、こゝろいつた新しい産業、新しい科学の分野が開けますと、われもわれもと、それにとつていくわけでありませぬ、しかも、原子力といふふうな非常に大きなエネルギーを持つておるものは、他面、大きな危険性を持つておることも、本附帯決議案に出ておる通りであります。従つて、原子力の研究及びその平和利用という仕事は、この附帯決議案にも書いてありますように、相当に放射能障害なり、あるいは災害といふものを伴うものでありますから、それらに對しますところの安全性の確保ということが、今後問題になつていくことは當然なことでございます。

今朝の新聞を見てみますと、日本の損害保険協會では原子力災害の保險を考へておるといふふうなことになつて、民間においても、早くもさういつた態勢をとつておるようなわけでありませぬ。しかるに、今日、政府の措置されております点は、さういつた災害の防止対策といふものについて何ら權威ある措置がとられていないのではないかと。先日、中曾根大臣から、現在、歐米のさういつた災害補償について、あるいは災害対策についての研究をしておるので、いずれその研究成果の上がつた後に措置したいといふ、きわめて良心的な発言がありまして、私も、また期するところがあるわけでございますが、さういふ点を十分考へて、今後処置をしていかなければならぬと考へるのであります。従ひまして、さういつた問題につきましても、党派のいかに問はず、政府もわれわれも一体になつて、今後最善の措置をとるべきであると思つておりますので、

以上のことを申し上げまして、本決議案に賛成の意を表する次第であります。

○村瀬委員長 他に御発言がなければ、これより採決を行ないます。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に對し、附帯決議を付すべしとの動議に御異議ありませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり

○村瀬委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は附帯決議を付することに決しました。

たいま岡委員の附帯決議に對し、政府の御所見があれば、この際、これを許します。中曾根國務大臣。

○中曾根國務大臣 たいま岡委員の御趣旨を体しまして、誠心誠意、実現に努力するつもりでございます。特に原子力研究所の研究者の処遇の改善、利用者への御心配をわすらわしめて非常に恐縮に存じておるところでございます。今回の予算におきましては、ある程度の財源の確保ができておると思ひますが、それでもまだ十分とは参つておりませぬ。特に研究者の処遇改善につきましても、今後努力するつもりでございます。

なおまた、施設の周辺における放射能障害の防止及び災害の補償等につきましても、目下法案を至急整備すべく努力しておる最中でございます。特に災害補償の問題は、急を要する問題でございます。國各各と鋭意折衝いたしておりまして、全力を傾倒しておる最中でございます。なるだけ早期に法案を整備いたしまして、今国会に提出して御審議をわすらわすべく努力を

いたしております。關係各省の中にはいろいろな議論もございませぬが、最近におきましては、大体認識の統一を得つつあるという状況でございます。もうしばらくの努力で、あるいは見通しがつくのではないかとこの状況に立ち至つております。ぜひとも今国会に提出して御審議をわすらわすべく、努力を傾注する所存でございます。どうもありがとうございます。

○村瀬委員長 奥村大蔵政務次官。

○奥村政務委員 大蔵大臣にかわりまして、たいま岡委員の附帯決議に對し、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に對する附帯決議に關して、あいさつを申し上げます。

附帯決議にありまるところの原子力研究所の運営についての研究者の処遇、利用者への御心配等については、たいま岡委員の御心配をわすらわしめて非常に恐縮に存じておるところでございます。今回の予算におきましては、ある程度の財源の確保ができておると思ひますが、それでもまだ十分とは参つておりませぬ。特に研究者の処遇改善につきましても、今後努力するつもりでございます。

なお、この放射能障害の防止及びその災害の補償という問題であります。が、災害の補償は、原子力災害補償法というべき法律案を提案成立させるといふこと、たいま岡委員の御心配等について、たいま岡委員の御心配をわすらわすべく、努力を傾注する所存でございます。どうもありがとうございます。

たいま岡委員の御心配をわすらわすべく、努力を傾注する所存でございます。どうもありがとうございます。

たいま岡委員の御心配をわすらわすべく、努力を傾注する所存でございます。どうもありがとうございます。

たいま岡委員の御心配をわすらわすべく、努力を傾注する所存でございます。どうもありがとうございます。

たいま岡委員の御心配をわすらわすべく、努力を傾注する所存でございます。どうもありがとうございます。

たいま岡委員の御心配をわすらわすべく、努力を傾注する所存でございます。どうもありがとうございます。

なことが起こった、これは補償法で補償できる力というものは限りがあるもので、ますます、災害防止というところが大事であろう、それは中曾根大臣の御配慮に特に期待するところでありまして、両々相待ちまして、附帯決議の御趣旨に沿うように努力いたします。

○村瀬委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○村瀬委員長 速記を始めて下さい。

○奥村政府委員 たいはい、私が「大蔵大臣のかわりにあいさつ」と申しましたことを取り消しまして、「大蔵大臣のかわりに私の所信を申し上げます」と訂正いたしたいと存じます。

○村瀬委員長 たいはいの議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村瀬委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○村瀬委員長 引き続き科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際、これを許します。岡良一君。

○岡委員 今朝の新聞を拝見いたしましたところ、いよいよ日本原子力発電株式会社と安川社長と英国の原子力公社の總裁との間に、いわゆる燃料購入に関する基本的な仮契約が締結されたと伝えられております。この委員会においてもしばしば政府に注意を喚起しておたつたのでございますが、御存じの

ように、あの燃料は、閣議において、すでに繰り返し、これを固有にする方針であるという決定がされておりますので、日本原子力発電株式会社と安川社長に対して、政府としては授権等についての手続をされたのであるか、まず、その点を御伺いいたします。

○中曾根國務大臣 今朝の新聞に出ておりました英原子力公社と安川原電社長との話し合いは、いわゆるヘッド・オブ・コントラクトという内容でございます。これは正式の契約ではないのであります。ヘッド・オブ・コントラクトの性格につきましてはいろいろ原子力委員会でも検討いたしました結果、これは正式契約ではない、正式契約を行なう前の段階において、大体契約の方針といったようなものについて打ち合わせておく、そういう内容でございます。その中で、原子力委員会並びに閣議了解の従来の方針を堅持します。ヘッド・オブ・オブ・コントラクトを今回締結することを認めたのであります。原電からも何の書が出ておりまして、それを検討いたしました結果、差しつかえないという返事を公文書をもって答えました。それによりまして安川社長はヘッド・オブ・オブ・コントラクトを締結したものでございます。

○岡委員 私も、このヘッド・オブ・オブ・コントラクトというものの意味がよくわからないのでございますが、それは、今般のいわゆる両者の間に妥協を見た契約の内容として、まず第一点は、三年後に予想される本契約の基本的な線が両者の間に確認をされたということなのかどうか。

いま一つは、今度の交渉において、特に燃料の数量あるいはその形態と申しますか、成型あるいはその価格等において、一応事前に取りきめが決定したのでございますか。

○中曾根國務大臣 内容につきまして、原子力局長から説明させていただきます。このヘッド・オブ・オブ・コントラクトの一番大きな点は、この契約の主体になるものはいつでも変更し得る、そういう条項がございまして、また、契約の内容につきましても、いろいろな変更の条項等がございまして、いつでも弾力的に運用し得る態勢になっております。具体的にはポイントにつきましては、原子力局長から御説明申し上げます。

○佐々木政府委員 ヘッド・オブ・オブ・コントラクトの内容で、たいはい御指摘がありましたような、いわゆる売買契約と称する民法上の契約に必ず必要であつた数量あるいは価格等がどうなるか、あるいは、たいはい御指摘のヘッド・オブ・オブ・コントラクトを履行しなかつた場合にはどういふふうな扱いになるのかといったような、本来の契約にせひともなければならぬ事項は非常にほんやりしてございまして、たとえば、価格は幾らであるとか、あるいは数量も何トンというふうに明示してございせん。それから、このヘッド・オブ・オブ・コントラクトに両者が違ふ場合には、そのための罰則と申しますか、民事責任がどうなるかといったようなこと、あるいはその契約は、ヘッド・オブ・オブ・コントラクトを結びまして、今後三年間、本契約を結ぶ間にさうに交渉を進めまして、そして細部の事項は、検討を進めながら、変え得るものはそのときに変えろというふうな、非常に弾力性のあるものであります。

もう一つは、いわゆる契約外と申されるものは、この両当事者が片一方の当事者を変え得るといふ点で、その場合には、今のヘッド・オブ・オブ・コントラクトの部分に關しましては、大体繼承し得るといふ建前ではありますけれども、両当事者が変わつてもよろしい。もちろん、これはこの前もお話がありましたように、現在そのまま本契約というところであれば、衆議院の科学技術委員会におきまして、公社というところから、本契約なりやいなやという点については非常に重大な問題となりまので、その点を吟味いたしました結果、たいはい申し上げましたような条項でございまして、これは契約とは異なる。いわゆる売買契約と称するものではなかつて、従来の交渉の一段階で確認し合ひ、その限りにおきましては、確認を主たる条項と申します。柱のようなものができてきますけれども、大臣が先ほどお話し申し上げましたように、これはいわゆる売買契約でないということ、政府といたしましては、とりあえずの処置として差しつかえないのぢやなからうかというふうに考えます。

○岡委員 いろいろ問題が含まれていられるように感じますので、そのヘッド・オブ・オブ・コントラクトの内容を、具体的に資料として一つ委員会に御提出をお願いいたします。

○佐々木(總)政府委員 もちろん資料を出すことは差しつかえないのでございますが、ただ、内容におそらく秘密的な色彩の問題もあろうかと思つたので、少し原電か、あるいは向こうの公社側とも御相談の上、差しつかえない

い分だけお出したいと思つておす。それでよろしゅうございませうか。

○中曾根國務大臣 ヘッド・オブ・オブ・オブ・コントラクトを締結する前に、委員会に公社の者に来てもらひまして、その内容もいろいろ説明して、公社側も了解いたしました。原子力委員会としては原電に返事を出したものでございませう。なお、内容につきましては、向こうとの契約でございまして、一方的に行なう契約全文を出すことがはたしてできるかどうか、今のところ、私確信ございませませんが、できるだけ御期待に沿うようにいたしたいと思つておす。少なくとも、要綱のようなものは当委員会に提出することができると思つておすので、主要な点を盛つた要綱は、できるだけすみやかに御提出申し上げます。

○岡委員 とにかく、今、佐々木局長の御説明によれば、ヘッド・オブ・オブ・オブ・コントラクトの内容には、いわゆる商業上の機密と称すべきような技術的な事項はないようでございます。すなわち、英国も、御存じのように、イタリヤ、日本のあと、海外からの動力の発注もとどえてしまつておる現状でございます。そういう事情から、特にこれを機密にしなければならぬという理由は非常に少ないと思つておすので、できるだけありていなヘッド・オブ・オブ・オブ・コントラクトの内容を資料として御提出をお願いいたします。

○村瀬委員長 西村英一君。

○西村委員 たいはいも決議案でちよつと申しましたように、原子力の開発に対しては、この災害補償の問題が非常に大きい問題であるから、科学技術庁といたしまして、いろいろその手続をとりました。一つ、案を持っ

て大蔵省といろいろ事務折衝をいたしておるといふことを聞き及んでおります。その問題は、大蔵省としてどういふふうな考え方をしておるのだろうか。ただいまも大蔵政務次官が申しましたのには、補償のこともあることながら、安全を第一に考えてもらいたいという御発言がありました。この安全につきましては、日本の今持っている科学技術上の知識を動員して考えるのはもちろんでございますが、しかし、これは何と申ししても人事でございまして、この原子力に限っては、非常に不安定なものもあるわけでありまして、従いまして、普通一般の尺度からは考えられない多くの問題がこの補償の問題にもあるのをごさいます。私は、こう申し上げてははなはだ大蔵省に失礼であります。大蔵省といいたしましては、やはり一般的レベルでものを一応考えてみるというふうな考え方はないかと思つて、事務的折衝でどういふことが問題になつておる、また、どういふふうな考え方をしておる、ということ、一つ担当官からお聞きいたしたいと思つておる、と申します。

○大村説明員 原子力の災害補償法案につきまして、現在、私どもの方の法規課におきまして、科学技術庁から法案の内容等につきまして御相談にあつたところでございます。その内容につきましては、こまかい点につきましては、若干まだ意見に不一致の点がございますが、考案の骨子といつたしましては、五十億円までは民営保険で措置して、五十億円をこえる場合は、あるいは民営保険でカバーできない場合におきましては、どういふ措置

をとつていくか、その場合に、国が事業者の責任についてどこまでカバーしていくかという点につきまして、なおお互いに若干見解の一致しない点があるのでございます。

○西村委員 これは法案を、さいぜんの決議案にもありましたように、なるべく早く出してもらいたいということでございますが、従来の考え方にとらわれずに、今、折衝中をございまして、大蔵省としても特段の努力をしてもらいたいと思つてござい

ます。もう一つお聞きしたいのは、政府が直接原子力の事業をやつておるといふ場合と、民間がやつておるといふ場合との政府の救済の考え方はどういふふうに思われますか。政府がやつておるといふ場合と民間がやつておるといふ場合について、どういふふうな大衆に対する補償の仕方をしますか。

○大村説明員 政府が直接やつておる場合とおっしゃいますのは、たとえば、政府が直接原子力なら原子力を用いて事業をやつておるといふ場合の御質問かと存じますが、現在、政府が直接やつておる場合はございせん。たとえば、原子力研究所にいたしましては、これは政府、民間の共同出資にかゝる特殊法人でございまして、民間と同じというふうな考えてよろしいかと存じます。

○西村委員 私の質問が、何かわかりにくいようですが、政府がやつておる場合は、大蔵省は、やはりこれは政府がやつておることだから全面的に政府が責任を持たなければならぬ。そういう場合に、法律的には何で救うかと申しますと、国家賠償法というようなこ

とでやるのかもしれませんが、大蔵省がそのことを考へる場合に、民間のものについてはなるべくタッチしない、あるいはそういうふうな考え方が起りやせぬかしらと思つておる。そこで、私が言いたいののは、この原子力の問題に限って、これは一般のものとは非常に違ふのだという認識を、科学技術庁の方は、その事業に目こころ接觸しておるからそういう認識ができるけれども、大蔵省としては、やはり、ほかのものはどうかと、こういうふうな考え方が出るのとは当然でございするが、その辺について、一つ原子力というものは特別なものであるのだ、あるいはアンノーン・ファクターが非常に多いものであるから、当分は、民間であろうと国家事業であろうと、政府が大衆に対して、被害が起つた場合には御迷惑をかけぬというこの根本思想を一つ考え直してもらいたい。これは大いに考へておられることだろうと思つておるが、そういうことを申し上げたいのであります。これは質問よりは意見になつておそれ入りますが、何かその辺につきまして、大蔵省は、いや、そうじゃないのだというふうなことがございすれば、お聞きしたいと思つておる。

○大村説明員 今、御質問のございまして、非常に新しい、アンノーン・ファクターの多い産業でございまして、それに対する特別な損害発生の場合の対策、これにつきまして、外国の立法例等にかんがみましても、特別な配慮は払いつつあるという状況でございす。従いまして、そういう見地に立ちまして、大蔵省といつたしても、

討いたしてございす。ただ、最近、時おり新聞で見ますように、火薬工場の爆発事件とか、あるいは高圧ガス工場爆発事件とか、類似の災害形態もございす。そういう類似のもの、どこで線を引いていくかという問題もございすので、なおしばらく慎重に検討させていただきます、かやうに考へております。

○西村委員 これでもよろしゅうございす。

○村瀬委員長 大原亨君。○大原委員 先般、中曾根國務大臣に社会労働委員会に御出席いただきまして、放射線の影響研究の問題につきまして、いろいろ御質問いたしたのでありますが、あとで會議録をよく調査いたしてみますと、なかなか中曾根國務大臣の答弁は明快なのですが、上手過ぎて、中身がよくわからぬ点もございす。あるいは、その後のいろいろな問題等も考へまして、きょうは、文部省、厚生省にも御出席いただき、大蔵省の關係官にも一つ聞いていただきまして、放射線の影響、特に、今まで広島や長崎における原爆の被爆者、あるいはビキニの実験の結果による被爆者、あるいは、最近ではサハラでフランスが原爆実験をいたしましたけれども、そのついで以前まで各々がやりましたという実験の結果、そういう影響、こういう諸問題につきまして、日本の政府は、国としてどういふふうな体制と責任を持つてそういう研究を進めておるのか、こういう点につきまして、時間も十分じゃございせんけれども、一つ、きょうは、最初そういう諸問題につきまして、ここで審議いたしまして、そして、その点を明ら

かにいたしたいと思つておる。特に、政府におきましても、今回、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正案を出されました。そういうことから考へてみまして、また、その法案の中には、私どもが考へておりました。また、地元においては、与党の諸君を含めまして熱望いたしておりました放射線の影響、いわゆる原子爆弾の被害の研究をいたします。そういう総合的な研究所、みんなが求めておる研究所が欠けておる、こういう点もございす。これは非常に大きな、致命的な欠陥であるといふふうにいわれておる点から見ましても、一体、政府はどこで、どういふ体制でそういう研究をするのか、そういう問題につきまして、一つこれから逐次御質問申し上げたいと思つておる。

その前に、私の方で申し上げたい点、先般の社会労働委員会におきましても御質問申し上げましたけれども、放射線の影響というものが、時間的に考へてみましても、あるいは医学的、生理的に考へてみましても、これははかり知れない大きな影響を人体に及ぼす。時間的に見てもそうだ。たとえば、遺伝という問題を含めてもそうなんだ。それから、被害の実相から考へてみましても、被爆当時、大体その瞬間に死んだ人も含めまして、広島、長崎で原爆によりまして約三十万人の人が死んでおられます。その後、大体その数と同じような三十万人の人々が、当時二発の原子爆弾によりまして、人体に影響があつて、いろいろな不安を持つて生活いたしておるといふことも、統計上出ておるわけですから、そういうふうな非常に大きな被害につきまして、

○大村説明員 先般、中曾根國務大臣に社会労働委員会に御出席いただきまして、放射線の影響研究の問題につきまして、いろいろ御質問いたしたのでありますが、あとで會議録をよく調査いたしてみますと、なかなか中曾根國務大臣の答弁は明快なのですが、上手過ぎて、中身がよくわからぬ点もございす。あるいは、その後のいろいろな問題等も考へまして、きょうは、文部省、厚生省にも御出席いただき、大蔵省の關係官にも一つ聞いていただきまして、放射線の影響、特に、今まで広島や長崎における原爆の被爆者、あるいはビキニの実験の結果による被爆者、あるいは、最近ではサハラでフランスが原爆実験をいたしましたけれども、そのついで以前まで各々がやりましたという実験の結果、そういう影響、こういう諸問題につきまして、日本の政府は、国としてどういふふうな体制と責任を持つてそういう研究を進めておるのか、こういう点につきまして、時間も十分じゃございせんけれども、一つ、きょうは、最初そういう諸問題につきまして、ここで審議いたしまして、そして、その点を明ら

○西村委員 これでもよろしゅうございす。

○大村説明員 今、御質問のございまして、非常に新しい、アンノーン・ファクターの多い産業でございまして、それに対する特別な損害発生の場合の対策、これにつきまして、外国の立法例等にかんがみましても、特別な配慮は払いつつあるという状況でございす。従いまして、そういう見地に立ちまして、大蔵省といつたしても、

討いたしてございす。ただ、最近、時おり新聞で見ますように、火薬工場の爆発事件とか、あるいは高圧ガス工場爆発事件とか、類似の災害形態もございす。そういう類似のもの、どこで線を引いていくかという問題もございすので、なおしばらく慎重に検討させていただきます、かやうに考へております。

○西村委員 これでもよろしゅうございす。

○村瀬委員長 大原亨君。○大原委員 先般、中曾根國務大臣に社会労働委員会に御出席いただきまして、放射線の影響研究の問題につきまして、いろいろ御質問いたしたのでありますが、あとで會議録をよく調査いたしてみますと、なかなか中曾根國務大臣の答弁は明快なのですが、上手過ぎて、中身がよくわからぬ点もございす。あるいは、その後のいろいろな問題等も考へまして、きょうは、文部省、厚生省にも御出席いただき、大蔵省の關係官にも一つ聞いていただきまして、放射線の影響、特に、今まで広島や長崎における原爆の被爆者、あるいはビキニの実験の結果による被爆者、あるいは、最近ではサハラでフランスが原爆実験をいたしましたけれども、そのついで以前まで各々がやりましたという実験の結果、そういう影響、こういう諸問題につきまして、日本の政府は、国としてどういふふうな体制と責任を持つてそういう研究を進めておるのか、こういう点につきまして、時間も十分じゃございせんけれども、一つ、きょうは、最初そういう諸問題につきまして、ここで審議いたしまして、そして、その点を明ら

○大村説明員 先般、中曾根國務大臣に社会労働委員会に御出席いただきまして、放射線の影響研究の問題につきまして、いろいろ御質問いたしたのでありますが、あとで會議録をよく調査いたしてみますと、なかなか中曾根國務大臣の答弁は明快なのですが、上手過ぎて、中身がよくわからぬ点もございす。あるいは、その後のいろいろな問題等も考へまして、きょうは、文部省、厚生省にも御出席いただき、大蔵省の關係官にも一つ聞いていただきまして、放射線の影響、特に、今まで広島や長崎における原爆の被爆者、あるいはビキニの実験の結果による被爆者、あるいは、最近ではサハラでフランスが原爆実験をいたしましたけれども、そのついで以前まで各々がやりましたという実験の結果、そういう影響、こういう諸問題につきまして、日本の政府は、国としてどういふふうな体制と責任を持つてそういう研究を進めておるのか、こういう点につきまして、時間も十分じゃございせんけれども、一つ、きょうは、最初そういう諸問題につきまして、ここで審議いたしまして、そして、その点を明ら

○西村委員 これでもよろしゅうございす。

いまだその正体はつきりいたしてない。人体にどういふ影響を及ぼすかということがはつきりいたしてない。こういうことも、権威者である日赤中央病院長の都築博士初め、そういう人々の一致した意見であります。だんだんとわかりかけておられますけれども、一致した意見、まあ、そういう結論は出ていないわけですね。それから、国の責任という面から考えてみても、先般も藤山外務大臣に御出席をいただきまして、これは平時の実験はともかくといたしまして、広島、長崎において戦争中アメリカが原爆を投下したことは、ヘーグの陸戦法規その他戦時国際法規に違反してある。しかし、サンフランシスコ条約第十九条で、日本はアメリカに対して賠償を放棄いたしておるのですから——この戦時災害の賠償という点からいいますと、これは本質的には、人道上の立場から陸戦法規、国際法規はあり得るのでありますから、被爆者の立場からいえば、被爆者を人道的な立場で保護するといふ、そういう加害国に対する責任を明らかにしたものですけれども、サンフランシスコ条約で、賠償を放棄いたしました結果、これは日本の国がそういう賠償については肩がわりをしておるので、そういう人道上の影響に対しましては、国が責任を持つて処理するんだ、私は、国際法上の精神からいいますと、そういう建前であると思ふ。これは藤山外務大臣も、いろいろ質疑の中におきまして、最終的、結論的にはそのことを認めました。そういう点から考えてみても、国といたしましては、現在、なお生きておる三十万人、これは原爆被爆の影響による精神病患

者、ノイローゼ、そういう人々が非常に多いのですけれども、この原因がわかっていないというところに、私は一番大きな問題があると思ふ。治療法についても責任あるという方法が、今日なお治療医学や臨床医学やその他の面においてなされてないという点に問題があると思ふ。そういうふうで、人道上の立場から見しても、国家の責任という、法律的な、あるいは国際法上の精神からいって、私は、これは、国といたしましては責任を持って取り上げて、この問題を処置すべきである、こういうふうな前提をたしまして考えるわけです。そういう点から御質問申し上げたいのでございませうけれども、まず、その点につきまして、科学技術庁の長官、あるいは国務大臣といたしまして、中曾根国務大臣の方から総合的に御所信をいただきまして、それから逐次質問に入りたいと思ふ。

○中曾根国務大臣 原爆病関係の問題については、私は、国内的には二つの問題があるように思ふ。一つは、過般の広島、長崎で災害を受けられた方々に対する救済、医療の問題であります。もう一つは、そういう放射線の防護をどういふふうにしていくか、国内的に、国内的に、どういふふうに取り扱っていくかというところだと思ふ。それで、原爆病におかかるとなつた方々の対策は、これは主務は厚生省であります。それから、その放射線関係からくるいろいろな病理そのほかの研究調査は、科学技術庁を初め各省の研究所がやっておりますが、大体科学技術庁の麾下にありまして放射線医学総合研究所が主としてこれに当たると

いうふうな解釈して差しつかえないと思ふ。さきの原爆被害という関係からの対策に関する調査研究連絡協議会は厚生省に設けられておりまして、その観点からは、厚生省が主務になって各省の連絡をとつておるわけでありませう。それから放射線や病理その他の研究につきましては、放射線審議会等が審議会としてございまして、これが科学技術庁と連絡をとつてやっております。こういう状況でございます。いづれにせよ、この二つの問題は日本の特殊な大問題でありますので、政府といたしまして力を尽くしまして、国民の皆様方に御心配をかけないよう努力をして参る所存でございます。

○大原委員 ただいま概括的な御答弁がありました。私は、こういうふうな思ふので、放射線の障害を防止するための法律がここにはあるのですけれども、たとえば、研究の過程において放射線のいろいろな影響が出てくる場合もありますし、そういう場合には、放射線の影響、いわゆる治療の研究もあわせてされると思ふ。そういうふうなことを考へてみますと、奥村次官は先ほど、そういう災害が起きないようにするのが一番大切だ、こう言われた。これは原水爆の爆弾としての戦時利用の禁止とか、あるいは平和利用におけるそういう諸問題があると思ふ。放射線の影響、被害の研究と、実際に今言われました科学技術庁の稲毛における放射線医学総合研究所、そういう分野等の研究、こういうものは、そうびしつと分けることはできぬと思ふので、放射線の影響を研究する際に、この場合はこう、この場合は

こうと、実際上は分けることはできぬのではないかと。しかし、そういう点から見ても、端的に質問いたしますと、広島、長崎の放射線の影響、原爆の被害の研究を専門的に、責任を持つてやっているのは一体どの機関なんですか、こういうふうには私は端的に質問してみたい。これは、次の質問でお答え願ふことを言つておきますと、文部省においても、学術研究の面から、あるいは医大等の研究の面から、この問題が一つあるのじゃないかと、あるいは公衆衛生の面から、予防研究その他地から、厚生省にもあるのじゃないかと、もちろん、科学技術庁関係では稲毛の放射線医学総合研究所があると思ふのですけれども、そういう二段階に分けて質問いたしますと、各省においては、こういう問題をどう取り扱つていくか。つまり、広島、長崎の影響について、だれがどこで、たとえば、どういふふうな人が専門的にやつておるか、こういう点を一つ明らかにしたいと思ふ。

○中曾根国務大臣 端的に、簡単に申し上げますと、患者対策は、つまり、病院的色彩のある患者対策は、厚生省だろつと思ふ。それから、学理とか研究という面になりますと、これは関係各省がおのの分野からやはりやつておる。たとえば、文部省系統は、大学においてそれらの面からの研究、あるいは厚生省でも、環境衛生という面からやつておる部分もございませうし、あるいは科学技術庁では放射線と

と、今日までいろいろ政府のやつた施策、研究につきましては、いろいろか、意見というものは、こういうことなんです。原爆症に対しましては応急治療があるでしょう。いろいろな病気が発生いたしました際の、たとえば白血病とか白内障とか、ある場合には原爆ぶらぶら病といつて、原因がわからない、こういうものもありますけれども、いろいろな病気に對しては応急療法もあるでしょう。それから原爆症の、主として放射線の影響を含めまして、熱風とか、そういう問題は度外視いたしまして、そういう問題を含まれて、いわゆる根治的な、原爆症の影響の本質をきわめて、そして、それをどういふふうな治療医学の上において活用するかという面もあるでしょう。しかし、これは応急的なものと根治的なものと非常に密接に関連しておるわけです。今日までの研究といふのは、白血病といふのが原爆症に關係があるとかないとかいう抽象論、そういう問題がしばしば学術論争になつていくわけですね。この問題については、だんだんと隔越がはつきりいたそうとしておられますけれども、そういうふうな考へてみますと、現地の實際に臨んでおる人は、今日まで広島や長崎その他

全体的に見てもあるでしょうが、治療の過程において、いろいろと応急療法や根治療法についてお医者さんその他学者が意見を持っておる。持っておられるけれども、国としては、全体としてこれを集約いたしました。応急療法としては、根治療法としてはこうと、こういう問題について研究しているところもないし、研究が前進しているという態勢もないのじゃないか。そういう現場の要求に即し、患者の要求に即したような研究機関が要るのじゃないか。そのことは、昨年の十一月にも、いろいろと坂田委員の発言をめぐって問題となっておりますけれども、平和利用における放射能の影響、安全という問題からも、やはりこれは大きな問題だと思っております。そういうことはないわけですか。たとえば、稲毛における放射線の医学総合研究所にいたしまして、やはり、そういう現地の患者の要求や、臨床医学やその他の研究を集約するような仕組みになっていない。どうも根治療法が学問的にもはつきりいたしていない。そういう現状において、私はしろうとですから、そういう用語その他については不完全だと思えますけれども、そういうことは、やはり現実離れしているのじゃないか。実際に苦しんでいる人を医者が扱ってみて、応急的な治療を含めて、根治的な治療をどこが責任を持ってやってくれるのだろうか。こういう問題は、世界じゅうでただ一国だけ、日本が被爆した、そういう経験を持っているわけだけれども、その基本的な研究と治療研究、こういうものは貴重な人類の遺産になると思う。人類の遺産

あるいは平和利用の大きな問題につながると思う。そういうことをやっているところがない。私も、治療法の問題に関連いたしまして、総合的な、そういう現地の要求に即した、患者の要求に即した研究所がほしいと、こう思っておいた。治療をしながら研究をしていく、治療と研究が両々相俟って、そして、そういう貴重な私どもの体験なり、そういう経験というものを科学的に集約して、国が責任を持ってこれを処理すべきじゃないか、こういうふうに思っておるのだけれども、そういうものは一体どこだろう。私は、その点は、中曾根大臣は、簡単に、病院は厚生省、学術研究は関係各省、特に科学技術庁、こういうふうなことを言われまして、けれども、それでは済まぬのじゃないか、こういうふうに思っています。厚生省から一つ答弁して下さい。

○尾村政府委員 ただいまの、主として原爆の被爆者の治療の研究の問題について申し上げます。独立の研究所がないというお話でございますが、確かに、現在、政府直轄の原爆被爆者の治療を目的とする研究所はございません。しかしながら、現在までこれに関する研究に力を入れていないというわけではございません。被爆直後の、この原爆被爆者に対する研究のグループを厚生省の下に置きまして、原爆被害者対策に関する調査研究連絡協議会というものがござります。当初の間は、広島部会、長崎部会という部会編成でございました。これは、それぞれ都府県土初め権威者を網羅しておりますが、これによりまして、ずつと治療を通じて研究を続けて参りました。すでに大原委員も御承知

の通り、これに關する眼科並びに外科的方面等につきましては、将来にわたるという放射能被害の治療法全部は網羅しておりませんが、当時の原爆被爆者のその方面の治療法の指針というものがございます。これに基づいて治療を行なつて、これに基つて治療を行なつて、かなりよい成績を――現に全国的に、各医療機関がこれに基づいて行なつておるわけでございます。そのほかに、この原爆の治療研究につきましては新たな組織を設けて、人を新たに集めてやるということも、あるいは将来あるかもわかりませんが、現実には、この十数年間、それぞれの医療機関で、散在いたしました患者を多数扱われまして、非常に経験豊富な方々が多いのでござります。この方々にそれぞれの研究をお続け願う、ただし、その場合に、ダブツたり、あるいは不能率になつてははいけませんので、今申し上げました調査研究連絡協議会を調整連絡機関といたしまして、テマ等もきめる研究費につきます。今、国立大学あるいは大学関係におきましては、今のような分担テマに基づきまして、科学研究費が文部省からそれぞれ交付されるという形で、二十四年の実績を見ましても、この治療関係の一番中心になつておりますのは、堀田博士を中心とします原水爆被害に關する総合的研究という班がござります。多数の班員が入つております。こういうようなやり方を中心にして、幾つかの研究テマごとのグループに科学研究費が交付されておる、こういう形になつております。それから、行政に直接非常に近いものにつきましては、厚生省の方で、原爆者の調査研究費というものを年々とりまして、これがまた厚生省直轄といたしまして、毎日治療に当たつておる研究者にこれを分配いたしました。特定テマを研究する、こういう形になつております。

それから厚生省科学研究費、これは毎年総額でござります。その年の五月、六月に研究テマをきめて分配いたします。三十五年度予算については、まだどういふふうになるかというところはきまつておりませんが、たとえば三十四年度のことを申し上げますと、この方面では被爆者の死因の調査研究をする、これを続行しております。そのほかに、予研の支所が広島と長崎に置かれておりますが、その支所の国立機関としての直轄研究費というものも予算に組まれております。ここで大体四テマの――これはまたここでなければいかぬテマの研究を続行しておる、こういう形になつております。実際には、長い経験を持ったところ、それぞれ向き向きの研究費を分配されてやつておる、それを常に連絡調整をするために協議会に集めまして、そこで十分意見を交換し、また次の計画の調整をする、こういうふうな形にいたしております。そこで発表されました重要な研究テマについては、御承知のように、昨年いたしました、御承知のように、昨年いたしました、かような形でこれを刊行いたしました。さらに、そこに参加できなかった全国の被爆者を扱つて治療にこれに配付いたしました。新しい知識に基づいて治療を続けてもらつて、こういう形になつております。従いまして、現在のところでは、今のよう研究は積極的にやる、ただ、その形を、特定の人をあるところへ集めてやるよりも、現在までのところ、十分知識を総合して連絡調整をしてやり、それに対する研究費を、それぞれの向き向きに配じて、使ひやすい研究費を多額に増額するようにはなつていくことが適當ではないかということ、厚生省としては進めておるわけでありまして。

○大原委員 都府県博士が、これは昨年ですが、ある新聞に書いておられるのです。日本では放射線の影響の事実を客観的事実として研究しておる、そういう研究に専門に携わつておる人は一人もいない、自分にしたところで非常に忙しい仕事を他にいかえながらやつておるのだ、それに、文部省からの研究費もわずかだと言つておられる。研究費もだんだんふやすと云われておりますが、たとえば、厚生省にいたしましても、昨年は委託研究費を大蔵省は百万円出しておつたが、今度は七十万円に削つたでしょう。だんだん先細りになつておる。ABCの予研の支所の運営についても意見を述べられておりますが、これはあとで申し上げることにいたします。個々には、民間のお医者さん、公立病院の医者、大学病院の医者等、たくさんのお医者の中における臨床的な経験を持つておる方があるわけですが、これは専門ではないわけですが、それらを集約して機能的に――この問題は最初の経験ですから、研究していくような態勢がないように私は考へる。ずいぶんたくさんあげられましたが、中曾根閣下大臣はちよつと時間をお急ぎのようですが、この前の答弁では、稲毛の放射線医学総合研究所は、これは予算をいたしましては、放射線

の影響を研究する各分野においていろいろ調査をいたしてみますと、一番金額が多いわけですね。スタッフも充実しておる。あのときの御答弁によりまして、つまり放射線の影響を研究するのと、放射線による治療を研究するのと、二つがあると言われましたが、私もいろいろ機構を調査してみましたが、ところが、開店休業みたように、開店早々で、まだ何も始まっておらない。非常に不十分であるけれども、とにかくそういふ構想が出ておるわけです。そこで、稲毛の放射線医学総合研究所について端の御質問いたしますと、広島、長崎などに支所を設けたいといまして、そして、尾村局長も言われましたけれども、相当の研究スタッフ等を委嘱し、相当の研究を委嘱されて、そして各方面の貴重な資料や経験を集約する、そういう端的な提案を申し上げるのです。原爆被害者の医療法改正案では、研究所というものは与野党とも望んでおった。特に、私どもは絶対に必要であつたと思つておつたけれども、ばつさりやられてしまった。そういうところから、現在の機構などをいろいろ検討してみますと、ABCにある予研というものは、日本側には自主性はない。今までの十数年間の研究は一体何のためにやっておつたか、私どもも追及したいと思つておるけれども、実際は統計的な研究で、白血病が原爆症であるかどうかという論争ばかりしておる。そういう資料を出して、できるだけ被害のないようなことをやっておる。これは資料をあげればあるのです。私は、絶対にこれは廃止せよということを言つておる

のではない。民主的に、要請に即すようにはしてやってもいいということがある。意見としては持つておるのですが、しかし、日本の政府の機関として、これはやはり稲毛の放医研がそういう体制をとって、放射線の影響については、治療とか、あるいは基本的な研究とかいろいろ抽象的に分けないで、広島や長崎の治療経験や貴重な資料を総合的に研究すべきではないか。そのことを科学技術庁長官が進めていただくことが必要だと私は思う。文部省と厚生省がこういう研究について、放医研を作るときにもいろいろ問題があつて、科学技術庁の放医研が油あげをきつたというこゝろはないけれども、総まとめをするということになつたらしい。私は、その当時おりませんでしたが、あとでそういう話をいろいろ聞きました。そういう経過からいってみても、官庁はなかなか事務の分担でやかましくて、文章だけで書いてみますと、現実には合わないという結果が私にだててくると思つておる。こゝろいろいろ政治的に踏み切つていただく、こゝろいふことも一つの問題じゃないか。そこで、公衆衛生上の見地から、厚生省の研究ともそういう面がびつたり合ひやうになればいいのじゃないか。私は、大臣が急いでおられるから、逆に結論の方から一つ提案をしておきます。いかがでしょうか。

○中曾根國務大臣 基礎研究と臨床実験というよりなものは不即不離の点もございませう。それで、今度放医研に病院部を作りまして、五十ベッドばかり患者さんを受容して、基礎研究、臨床研究ともやるということまでどうでしょうか。今お話の趣旨にあらまします。広島、長崎に放医研の支所を設けるというこゝろは、これは一つのアイデアであるかと思つておる。従いまして、将来ABC、厚生省等と相談をいたしまして検討いたします。そういう、私の今個人的な感じでは、いづれ放医研が成長していく過程には、あつたはさういふことまで持つていかなければならぬかという感じがいたしておる。具体的なことは、関係者と相談いたしまして善処いたしたいと思つておる。

○大原委員 それから、文部省にお尋ねしたいのですが、文部省は、こゝろしとを新聞で見ると、それを一部こゝろの現地の人、特に被爆者関係の人は、原爆病院だ、こゝろいふふうに一部の新聞で宣伝があるわけですね。一億円ずつかけてやるわけですが、この出所をいろいろ聞いてみますと、余剰農産物の見返り資金二十三億数千万円の中から一億円ずつ予算の中へ組み入れて、文部省のそういう病院の増設費にしたいのだが、それは原爆病院といふふうには銘打つて正真正銘よいものであつたか、どうですか。

○小林(行)政府委員 お答えいたしました。このたびの予算で広島大学及び長崎大学に原子医学関係の研究訓練の施設を作ることになつたわけでございますが、これは実は、前からのいきさつがございまして、ただいま大原先生の御尋ねの中にもございまして、余剰農産物協定が締結されました当時、この両大学では、原爆関係と申しますが、原子医学関係の研究治療施設を作りたいということで、いろいろ関係当局に要請をいたしておつたところでございます。今回の円資金の使用に關する交換公文でそれが初めて認められたわけでございます。ただいまお話のございましたように、三十五年度におきまして、両大学に病室または臨床研究室を作ることになつたわけでございます。これは、そのまゝ全部が原爆病院であるかといふお尋ねでございますが、確かに表面的には、原子医学の基礎的な研究、あるいは治療方法の研究を推進することになるので、建物を作るわけでございます。ただ、大学病院は、御承知のように医学者の養成、また基礎的な各種の研究を行なうということになつておりますので、原爆の關係だけの研究をするということにははつきり言い切れないと思つておる。ただ、先ほどお尋ねのございましたように、両地とも原爆の被害を非常に深刻に受けたところでございますので、地元の要求からいたしまして、そういった面非常に大きな重点が置かれることにならうと思つておる。

○大原委員 その原爆病院といふのは、設置法その他病院の設置についての規則や運営において、あるいはスタッフについて、そういう一つ一つの目標を持つた病院になりますか。広島には被爆者関係のそういう資料や患者が多いため、たまたまそういうことでありましたが、今までの各病院も全部そういうことになつておる。大学の病院のあり方は、私の大體の考えでは、やはり大学の研究室と結びついた病院があつて、その研究室へ研究が集約され、資料としてまとめられるような態勢の中で、治療医学と本質的な研究というものがくつついておるところにあると思つておる。そうすると、これは研究室を作る費用も加わつておるのですか、それとも、そういう大学の研究科目であるいは教授――まあ、研究室の問題ですが、そういう問題と結びついた病院の新設なんです。たまたま広島、長崎に病院を作るから、これが原爆病院だといふようなことを言つて宣伝するのであつたら、それは羊頭を掲げて肉を売るといふことになるから、はつきり事実を言つていただく方がいい。その現実に立上つて、今の中曾根長官の発言のよりなことがあるわけですね。宣伝だけでは困りますから、そういう点は事実をお話し願ひたい。研究室をそういうものと体系づけた、原爆病院にふさわしいような、名実ともにそういう中身を持つておるものですか、これをお尋ねいたします。

○小林(行)政府委員 この原子医学関係は、御承知のように、診療科目といたしましては内科以下各般にわたつておるわけでございます。そういう科目の総合的な施設として、この施設を運営していくことにならうと思つておる。ただ、病室と申しますか、ベッドだけであるかということになりますと、これは、病棟のほかに臨床研究室も一部入つてこようと思つておる。しかし、先ほどお尋ね申し上げましたように、原爆の被害関係の基礎的な研究及び臨床的な研究が一番大きな重点にならうと思つておる。

○大原委員 それは病院の拡大のための費用でしよう。研究室の新設や、あるいは専任教員、あるいは主任教授といふことはないだろうかけれども、そういう

ることを含めての研究施設の充実も含んでいけるのですか。
○小林(行)政府委員 病棟でいきますと、原子関係の各科にわたつての治療関係が主になって、それ以外のものは、あきが出たときに入るといふような程度のものでなろうと思つております。

○大原委員 原爆関係の人が入る場合に優先的に扱つて、そして、あきがあれば一般の疾病も病棟において扱ふ、こゝろふふうになるのですか。
○小林(行)政府委員 大体そゝういふことにならうと思つております。

○大原委員 そゝういふことであります。たら、これは一つの方法だらうと思つたのです。

そこで、私、文部省と厚生省に一つの提案をし、御所見を聞きたいと思つたのです。これは大臣がおられたらいいのだけれども、局長ではちよつとむずかしいかもしれない。ABCの中にも予防研究所の支所があつて、日本側の方からお医者や職員を出しておることは御承知の通りです。しかし、これは治療とくつた研究でないために、やはり統計学上の研究になつておつて、実態に即していません。研究はするけれども、治療はしないという非常に大きな不満もあつた。やはり、これは治療の実態に即しながら、統計的にも医学的にも研究の集約をするのが私はいいだらうと思つたのです。病院が余剰農産物の見返り資金でできておるといふことについては、私は論議しない。そゝういふことが政治的にどういふことかについては言わない。しかし、アメリカが贖罪の意味においてそゝういふ見返り資金の流用を認めたとすることに

いては、私は、その趣旨はわかる。しかし、これは外務省にも聞いてみたいけれども、ABCといふのは、研究はすれども治療はしない、広島患者をロボットにしておる、こゝろいふ感情もあるし、実際に被爆者のことを親身に考へておる研究じゃないといふふうにだれも思つておるわけですから。これは予防研究所を作つた日本側の厚生省にも責任があると思つて、非常な責任だと思つたのです。結局は、予防の支所といふのは、アメリカのABCにおいて調査を進める、そゝういふ一つの、日本人側に対する緩衝地帯だけになつておる。日本の予防支所があつて、日本人もおるんだといふだけの、ABCあたりの宣伝になつておる。そして日本人は主体性がなわけです。研究の結果は、アメリカの軍事機密になつていて、原爆症の問題が政治的に扱われているのだといふ意見も一部にはあるようだけれども、私は、そゝういふ点で今までいろいろ追及した結果については結論を持っていない。だから、これは、民主的に、平和的にそゝういふ研究の結果が利用されて、人類のために、治療研究や放射線の影響の研究が役立てばいいと思つた。そゝういふことをさすべきだと思つた。そゝういふ見地からいへば、この際大学に病棟を設けたのであるならば、ABCといふのは、予防の支所、人員費もそゝういふふうにござ込んでおるといふことは、専門的にやつておる人といへば、そゝういふ人だけなんだけれども、しかし、それは機能を發揮してないといふ点からいへば、たとへば、大学に研究施設その他を寄付するなり、あるいはそれと密接な関係を持てるようにして、日本人側

が主体性を持った、また、現実の患者の要求に沿うような、そゝういふ実質的な、総合的な研究施設にする。できれば、文部省関係に寄付する、あるいは厚生省関係に寄付する、あるいはそれ予算をつぎ足して、原爆病院その他を含んだ病院の研究費等をつける、そゝういふ点でこちら側の主体性を明確にするような改善の方法をとることはできぬのか。ABCは現状のままではいかぬと思つたが、それについて、厚生省の方の御意見をまずお聞きしたい。

○尾村政府委員 ABCの問題でございますが、これは終戦直後、原爆の影響、ことに、そのうちの公衆衛生上の影響に關する研究といふことで、アメリカの施設としてABCがござまして、その際、日本側としても、この影響に關する研究も必要であるといふことで、日本の予防の支所として、広島と長崎に、そのABCと密接な、一体のような形で研究が進められる機関を設置されました。現在、両方合わせて職員四十名を置いて進めております。確かに、御意見の通り、これは治療とか、あるいは治療に關する研究はいたしておりません。といふのは、原爆の被爆者に対する研究は、影響がどうあつたかといふ研究、あるいは、今後の遺伝その他の関係の研究、さらに、治療そのもの、あるいは治療法の研究といふように、幾つかに分類されておりますが、そのうちの一部をやるという形で、現在進行中でござります。これは占領終了後、二十七年に行政協定が結ばれたときに、外務省と大使館の間で覚書が交換されました。広島市当局も、この継続趣旨に賛成さ

れ、土地等は無償で提供されて、その上に施設がそのまま継続してこの研究を続行中だ、こゝろいふ形になつております。

この研究テーマについてはいろいろと変更がございましたが、現在、一番重点を置いて続行中のものは四項目でございます。これを申し上げますと、今の被爆に關する調査研究のうち、どういふ点を研究いたしておるかおわかりと思つたが、一つは、影響の遺伝学的な調査、第二は、小児の発育成長にいかなる影響があるかの調査、三番目が、成人に対しましていかなる病気をその後発病させ、ないしは、それによつて死亡したかといふその影響の調査、四番目が、これの影響のための死亡者を中心とした病理解剖学的な調査、この四項目を主としてやつております。この点は、今のような日本側の支所とアメリカのABCとの共同研究における被爆調査の中でも、この部分が一番中心をなしております。この成績は、占領後におきましては全部秘料にはしないといふことで、必要な資料は全部公表をされておりました。日本側の学者も全部これは入手できるような形になつております。ただ、一番被爆者の要望しております自分らの治療といふことに対して、そこまで研究機関が手を伸ばした方がいかどうかといふ点でござりますが、これはいろいろの問題がござります。先ほど中曾根長官から御説明がございました通り、このABCを、従来、性格も今のようになつてござります。それで今のようになつておりましたが、これを改善して、稲毛の放射線医学総合研究所の支所として、同様な研究を日本の

主体性でやるという点については、十分これは検討して、まじめにそゝういふ改善策を考へる必要があるかと思つた。厚生省といつたしましても、政府部内におきまして、その方がより、率も上がるというところの結論を得ますれば、さういふことにやぶさかでないでござります。先ほど、各省の権限を一本に持つといふようなお話がございましたが、この点につきましても、決してさういふ考えを持つておらぬわけでございます。ただ、被爆調査のうちの研究機関が、治療も治療研究も必ず一元的に、全部一組織の中で、一地域のところでやらなければ目的を達せられないかといふ点につきましても、これは相当検討の余地がござります。たとえば、広島市ないしはその周辺に、それぞれ一番適した原爆の治療機関、あるいはそれに伴う臨床研究機関と一般の公衆衛生上の調査機関とがある、ないしは、少し離れておつても、密接な連絡協力の形が十分とれるならば、必ずしも一人の長を置いた一本化ということが絶対必要だとも存じておりません。治療機関と臨床研究は、これは離せませんが、一般の統計的ないしは遺伝的な研究とは、必ずしも同一の組織内でやらなければならぬとも、狭く考へておりません。その点も、將來にわたつて厚生省としても検討いたしたい。一番能力が上がるという点については異存がござりませんが、これから改善策について、改善する点があればといふことで検討を続けたい、こゝろ存じております。

○大原委員 施設がない場合に、研究費を年度々々ごとに出していく、こゝろ

いうことも一つの方法でしようし、それは、あちらこちらに散在している経験とか、資料を集約するのいいと思ふのです。そして、その中で、おのずから研究協議の中で方向が見出されてくると思ふのです。たとえば、いろいろな専門家に對して研究費をやる際にも、私ちよいよいよ聞くのは、去年は百万円だった、一昨年は百四十万円だった、今年は、逆に少なくなつて七十万円だ、こういうことになる、研究者が長期的な資料を集めて、腰を落ちつけて研究することができないといふのです。来年度どうなるだろうかと思つて研究するといふのです。金を出す方も、同様になつてくるわけですから、研究グループごとの研究といふものには、私は、そういう欠陥があると思ふ。だから、今までの政府の研究といふのは、グループ研究が主であつたと思ふ。ABCやその他、箱毛に放医研が新しくできましたが、そういういろいろな機関があつて、ABCについては今お認めになつたように、私は、これをくどくど宣伝的にあげつらうといふことはしませんけれども、これは、いわゆる平和共存といふことがあつてもいい、いろいろな機関が共存してあつてもいいと思ふ。しかし、厚生省が予研の支所をあそこに設けていふといふふうなことから考へてみて、中曾根長官も、研究すると言われたけれども、今までABCのアメリカ側から提供した器材、医療器具にいたしましたも、レントゲンにいたしましたも、優秀なものがあるらしい、一級品を持つてきておられるらしいから、そういう設備なんかを利用いたしまして治療とも関係づけるようにして、そうし

て、日赤の病院や、あるいは公立病院や、その他あるわけですから、それは私は一元的にやつたらいいと思ふ。厚生省側の御意見もまともな意見はなかつたが、私は、その点は、一つの大きな前進だと思ふ。その点は、一つ研究してもらいたいと思ふ。実際には、ABCに對しては、現地の人々は原爆症の研究をしていふと思つていない。医者も思つていない。僕らの意見とはまるっきり違ふ、実際に原爆症の患者を扱つておられるお納得でございませぬ。専門家の臨床医学を含んだほんとうの研究になつていない。だから、それを一元化していく、そうして放射線の影響を研究して、平和利用の際における障害防止の問題にも関係があるのだし、この影響が非常に深刻であればあるほど、原水爆禁止の運動も決意を固めてやるわけで、日本としては、これはもちろん大切な問題だから、そういう点をせひとも私は一元的に進めていただくようにお願いしたい。

きよりは、それぞれ検討する、考慮する、あるいはそういう面において問題として一応取り上げられましたから、私は、これ以上追及いたすことは、大臣もいないことだし、いたしません。若し問題として残つておる点を、もう一回文部省にお伺いしておきたいのです。

文部省は、學術研究の立場から、大規模なものはその関係の中で総合的にやるというところは当然だと思ふ。公衆衛生その他科学技術と離れてやることは当然です。そこで、私が今まで認識した範囲よりか、原爆被爆者を優先的に扱つてやると言われた

が、たとえば、大学の研究者、教授、助教、そういうスタッフを研究室に呼ぶように充実していく、こういう問題について、一つ御意見をもう一回聞かしていただきたい。

○小林(行)政府委員 広島大学、長崎大学の原子力関係施設の施設については、先ほどお答え申し上げましたように、本年度は建物を整備するということとございまして、実際に運営の始まるのは明年度以降になります。この場合に、やはり人員その他の問題が起つて参りますので、それらにつきまして、それぞれ両方の大学の当局とも十分相談をいたしまして、必要な人員の整備につきましては努力をいたしたいと思つております。

○大原委員 私ども社会党といつても、民社党でも、そういうふうな方向でも、建設的にやつていただきたい、そういう点を強く要望しておくとともに、文部省の方においてもせつかく今御答弁になりましたが、これは来年度以降の問題でありますけれども、十分大蔵省ともお話しただいて、そういう地方々々に医大があるということとは、地方の実情に即するということが學術研究の上からも、あるいは大学の趣旨からも、そうあるべきだと思ふので、そういう点は、日々忙しい民間の病院や公立病院ではむずかしいから、大学病院が大学高所から、この大切な問題をやつていくべきだと思ふ。そういう面では、いろいろな機関があつていいのじゃないか、また、それらを集約していいのじゃないか、こういうふうな思ひがあります。そういう点は、特に来年度は考へるといふことですが、戦後十五年間ではすいぶん長い、その間放置しておつたといふことは人

道に許されないのだけれども、この問題の論議は、社会労働委員会で医療法の論議のときにするといつたしまして、きよりは研究所の問題について御質問しておきまして、あとで、また別の機会に、あらためてお集まりいただきまして質問を続けていきたい。本日はこれで質問を打ち切りしたいと思います。

すなわち、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に關し、原子力委員会の原子力基本計画及び安全審査機構に關する問題について、教育大学学長朝永振一郎君及び日本學術會議原子力特別委員会委員大塚益壽君を参考人と決定し、來たる三月十一日、本委員会において意見を聴取したいと存じます。これに御異議ありませんか。

○村瀬委員 此の際、参考人出頭要求に關する件についてお諮りいたします。すなわち、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に關し、原子力委員会の原子力基本計画及び安全審査機構に關する問題について、教育大学学長朝永振一郎君及び日本學術會議原子力特別委員会委員大塚益壽君を参考人と決定し、來たる三月十一日、本委員会において意見を聴取したいと存じます。これに御異議ありませんか。

○村瀬委員 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。次会は來たる十一月開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時三十九分散會

〔参照〕
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年三月十一日印刷

昭和三十五年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局